

事業概要シート

施策	0104	子育てと仕事の両立	<< >>の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く
事業名	障害児保育推進事業	拡充	予算額 142,393 千円 << 128,841 >>千円
事業期間	平成15年度 ~		財源内訳 国庫支出金 千円 県支出金 千円 地方債 千円 その他 千円 一般財源 142,393 千円
根拠法令要綱等	大村市すくすく保育支援事業補助金交付要綱		

【事業の目的・概要・対象】

【目的】

保育に欠け、心身に障害又は発達遅滞のある児童を教育・保育施設に入所させ、健常児とともに保育（「統合保育」）を行うことにより当該児童の福祉の増進を図るとともに保護者の育児・就労支援を行う。

【事業概要】

心身の障害又は発達遅滞のある児童を受入れる教育・保育施設に対し保育士の人件費の一部を助成する。

【対象児童】

市内に住所を有し、日々の通所及び統合保育が可能な次の児童

【本市における障害児保育事業の現状及び拡充内容】

現行

対象児童 (市内に住所を有し、日々の通所及び統合保育が可能な次の児童)	
①	特別児童扶養手当の支給対象児童 (手当の支給を停止されている者を含む。)
②	①に該当しない身体障害者手帳を所持する満3歳以上の児童
③	療育手帳を所持する満3歳以上の児童
④	市が軽度もしくは中度の心身障害又は発達遅滞を有すると判定した満3歳以上の児童

改定後

対象児童 (市内に住所を有し、日々の通所及び統合保育が可能な次の児童)	
①	特別児童扶養手当の支給対象児童 (手当の支給を停止されている者を含む。)
②	①に該当しない身体障害者手帳を所持する児童
③	療育手帳を所持する児童
④	<ul style="list-style-type: none"> ・診断名が明確にある又は言語療法を除く療育を受けている児童 ・市が軽度もしくは中度の心身障害又は発達遅滞を有すると判定した満3歳以上の児童



- ②及び③について、身体障害手帳及び療育手帳を所持する0~2歳児を対象に追加する。
- ④について、診断名が明確である又は療育を受けている0~2歳児を対象に追加する。

【背景】

本事業は、平成14年度まで国の「特別保育事業」として実施していたが、平成15年度以降は地方自治体に事業実施が委ねられ、本市の単独事業として継続して実施している。

現行制度では、特別児童扶養手当支給児童以外の障害児については満3歳以上のみ対象としているが、より早期に適切な支援を提供することで、障害児の発達を向上させることができる。また、待機児童が多く発生している0~2歳児の受入促進を図り、必要とされている育児・就労支援を適切に提供するためにも、対象児童を拡充する必要がある。

担当課	こども未来部 こども支援課	課長	内野 一嗣
担当者	坂口 悠紀	問合せ先	0957-54-9100

事業概要シート

【活動指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	障害児受入施設数	計画値	施設	33	33	33	33	33
②		計画値						

【成果指標】

指標名			単位	R 6 (実績)	R 7 (計画)	R 8 (計画)	R 9 (計画)	R 10 (計画)
①	受け入れ児童数	計画値	人	180	180	206	206	206
②		計画値						

【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	合計
事業費	90,055	105,549	128,841	142,393	142,393	142,393	751,624
国庫支出金							0
県支出金							0
地方債							0
その他							0
一般財源	90,055	105,549	128,841	142,393	142,393	142,393	751,624
人件費	2,302	1,291	1,694	1,694	1,694	1,694	10,370
職員(人)	0.30人	0.15人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	1.25人
時間外勤務(h)	60h	100h	120h	120h	120h	120h	640h
会計年度任用職員(人)							0.00人
フルコスト	92,357	106,840	130,535	144,087	144,087	144,087	761,994

妥当性 (市の関与)	本事業は、平成14年度まで国の「特別保育事業」として実施していたが、平成15年度以降は地方自治体に事業実施が委ねられている。障害児が年々増加している中、健常児とともに統合保育を行うことは、保護者の育児・就労支援を行う取組であることから、市が関与することは妥当である。
有効性 (施策貢献度)	健常児とともに保育（「統合保育」）を行うことにより障害児の福祉の増進を図るとともに、保護者の育児・就労支援を行うことができるため貢献度は高い。
効率性 (コスト)	市の単独事業となるが、地方交付税措置されるため効率性は高い。

1次評価	担当者記載のとおり
2次評価	一次評価のとおり